【タイ】タイ知的財産局（DIP）における「JAPAN」の国名を含む商標出願の登録要件緩和について

2026 年 6 月 5 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、タイ知的財産局（DIP）における「JAPAN」の国名を含む商標出願の登録要件緩和について、お知らせいたします。

タイ知的財産局（DIP）は、特許庁（JPO）と JETRO バンコクの働きかけにより、タイにおける「JAPAN」の国名を含む商標登録出願について登録要件を緩和しました。
タイ商標法では、出願商標の構成中に国名が含まれる場合、その商標登録出願は、その国の担当官の許可がない限り拒絶されます。「タイ商標審査マニュアル」によると、担当官の許可は、例えば在タイ大使館、領事館、その国の商務事務所などの政府機関によるものでなければならないとされています。

従来、「JAPAN」を含む商標出願については、在タイ日本大使館が許諾レターを発出していましたが、両国間での交渉の結果、今後は、（１）JPO からの許諾レターのコピー及び（２）日本における商標登録証のコピーをタイ DIP に提出することにより、拒絶理由が解消されるように運用を緩和することで合意しました。
JPO からの許諾レターがご入用の際には、事務局（bgk_ip@jetro.go.jp）までお気軽にご連絡ください。

情報公開日
2026 年 5 月 18 日

URL 等
情報元：
JETRO ビジネス短信：タイで国名「JAPAN」を含む商標登録出願の登録要件が緩和
https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/05/d486b957c077fff6.html
参考：
①タイ商標法和訳
https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf

②タイ商標審査マニュアル和訳

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou_manual.pdf

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。